

鹿角市スポーツ合宿奨励補助金交付要綱(平成22年3月31日訓令第22号)

最終改正:平成31年4月1日訓令第72号

改正内容:平成31年4月1日訓令第72号[平成31年4月1日]

○鹿角市スポーツ合宿奨励補助金交付要綱

平成22年3月31日訓令第22号

改正

平成24年3月19日訓令第8号
平成29年3月23日訓令第38号
平成30年3月30日訓令第40号
平成31年4月1日訓令第72号

鹿角市スポーツ合宿奨励補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市におけるスポーツ合宿の誘致を促進し、もって交流人口の拡大及び地域の活性化に資することを目的として、市内の宿泊施設を利用したスポーツ合宿を行う団体に対し補助金を交付することに関し、補助金等の交付並びに適正化に関する規則(昭和49年鹿角市規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付対象は、スポーツ技術の向上を目的とする合宿(以下「合宿」という。)で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 市内の宿泊施設(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業に係る施設をいう。以下同じ。)に宿泊するものであること。

(2) 2泊3日以上連続した宿泊を5名(監督、コーチ等の指導者を含む。)以上で行うものであり、1回の合宿(同一の合宿について同一の団体が複数の宿泊施設に分散して宿泊する場合は、合わせて1回の合宿とする。)における延べ宿泊数(合宿の参加人数に宿泊日数を乗じて得た数をいう。以下同じ。)が、10泊以上であること。ただし、次に掲げる大会及び当該大会に関わる予選会等への参加に伴う宿泊及びその前日泊に係る宿泊数(以下「大会宿泊」という。)を除く。

ア 国民体育大会

イ 全日本学生スキー選手権大会

ウ 全国高等学校スキー大会

エ 全国中学校スキー大会

(3) 事前に合宿計画が作成され、その計画に基づいて実施する合宿であること。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象としないものとする。

(1) 政治的若しくは宗教的活動又は営利を目的とするものであること。

(2) この要綱による補助金の交付以外に、市又は市から補助金等の交付を受けている団体から助成を受けていること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、前条に規定する合宿を行う団体の代表者とする。

2 複数の団体が同一目的で合宿(合同合宿等)をする場合は、それぞれの参加団体の代表者を補助対象者とし、前条第1項第2号に規定する人数及び宿泊数は、当該参加団体の合計延べ人数及び宿泊数で算定するものとする。

(複数年度にわたる合宿の取扱い)

第4条 1回の合宿が複数年度にわたる場合の補助対象年度は、それぞれの年度における当該期間分とする。この場合において、延べ宿泊数は、当該合宿の初日から最終日までの延べ宿泊数とする。

(補助金の額及び限度額)

第5条 補助金の額は、延べ宿泊数に2,000円を乗じて得た額とし、1団体1回あたり40万円を限度とする。ただし、鹿角トレーニングセンター・アルパス及び簡易宿所営業に係る施設を合宿の宿泊施設として利用する場合は、延べ宿泊数に1,000円を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱による補助金の交付以外に、国、県若しくは他の地方公共団体の助成(以下「特定財源」という。)を受けて行う合宿の場合の限度額は、当該合宿の必要経費から特定財源を控除した額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、合宿の開始日までに、規則第4条に定める書類に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 合宿計画書(様式第1号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の変更申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、申請に係る事項を変更しようとするときは、規則第7条に定める書類に、合宿計

画変更書(様式第1号)を添付し、市長に提出しなければならない。

(概算払の禁止)

第8条 市長は、この要綱による補助金に関しては、いかなる場合においても補助金の概算払は行わないものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、合宿が終了したときは、規則第13条に定める書類に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、1回の合宿が複数年度にわたる場合は、それぞれの年度ごとに提出するものとする。

- (1) 合宿実績書(様式第1号)
 - (2) 合宿参加者名簿(様式第2号)
 - (3) 宿泊証明書(様式第3号)
 - (4) 有料スポーツ施設使用の場合は、その領収書の写し
 - (5) その他必要と認められる書類
- (補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月19日訓令第8号)

この要綱は、平成24年3月19日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日訓令第38号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日訓令第40号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日訓令第72号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条、第7条、第9条関係)

合宿(計画・計画変更・実績)書

団体の名称	
事業(合宿)名	
実施予定期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
宿泊予定施設	
主なトレーニング場所	
参加予定人数	人 (うち指導者等 人)
延べ宿泊人数	人日
合宿の概要等(※)	

備考

1. 合宿の移動・行動計画等、合宿の流れが分かるよう記入すること。
2. 別途行動計画表がある場合は、任意様式による提出も可能とする。

様式第2号(第9条関係)

合 宿 参 加 者 名 簿

No.	氏 名	役職又は学年	No.	氏 名	役職又は学年
1			26		
2			27		
3			28		
4			29		
5			30		
6			31		
7			32		
8			33		
9			34		
10			35		
11			36		
12			37		
13			38		
14			39		
15			40		
16			41		
17			42		
18			43		
19			44		
20			45		
21			46		
22			47		
23			48		
24			49		
25			50		

備考 任意様式による提出も可能とする。

様式第3号(第9条関係)

宿 泊 証 明 書

事業(合宿)名												
主催者名 (団体名)												
滞在期間	平成	年	月	日	から	平成	年	月	日	まで		
宿泊日・宿泊人数	平成	年	月	日								人
	平成	年	月	日								人
	平成	年	月	日								人
	平成	年	月	日								人
	平成	年	月	日								人
	平成	年	月	日								人
延べ宿泊人数											人	

上記内容に相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

宿泊施設住所：

宿泊施設名称：

宿泊施設代表者：

印

(電話： 担当者：)

旅館業許可指令書番号：秋田県 保第 号